生徒通学時の安全確保に関する意見書

新宿区の西戸山中学校と西戸山第二中学校が平成23年4月に統合することとなり、新校舎を西戸山中学校校地(新宿区百人町4丁目3番1号)に建設することになりました。このため、平成20年4月から西戸山中学校は仮校舎に移転しますが、仮校舎は現在西早稲田中学校が仮校舎として使用している旧戸山中学校(新宿区大久保3丁目1番1号)になります。この施設は、西戸山中学校の通学区域外にあり、生徒の中には仮校舎まで30分以上通学時間がかかる生徒もいます。また、都心の学校ということもあり、通学にはさまざまな生徒の安全を脅かす要素が点在しています。

現在、この中学校統合に関して、地元住民による統合協議会では仮校舎へ通学する生徒の安全を確保する観点から「安全に関する専門部会」を発足し、本区をはじめ地元警察、鉄道事業者にさまざまな要請行動を行い一定程度改善することができました。しかし、近年頻発している凶悪な犯罪等から生徒たちを守るためには、さらに対策を講ずる必要があります。

その対策の一つとして、特に小滝橋付近から仮校舎に通う生徒たちの安全対策を強化する有効な手段として、現在の路線バスを利用することが考えられます。しかし、現在仮校舎に近い都立障害者センターのバス停を通る路線(高 71)は高田馬場駅が起点であり、小滝橋車庫から無系統高田馬場駅行きとして出庫しているダイヤは有りますが、高田馬場駅で一度降車し、同じバスに乗り換えなくてはなりません。

このような状況に鑑み、西戸山中学校の生徒が仮校舎に通学する平成 20年 4 月から 3 年間、生徒の安全を確保するため、現在無系統高田馬場駅行きとして出入庫している「高 71 系統」のバスダイヤのみ通し運行としていただけるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成19年6月21日

新宿区議会議長名

東京都知事 あて